

中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況に関する予備的調査

機関名	日本アルコール産業株式会社	所管中央省庁名	経済産業省
-----	---------------	---------	-------

(1) 金銭交付の全容

金銭交付の件数

		備考
平成16年度	件	法人設立が平成18年4月1日
平成17年度	件	法人設立が平成18年4月1日
平成18年度	141 件	

金銭交付の総額

		備考
平成16年度	百万円	法人設立が平成18年4月1日
平成17年度	百万円	法人設立が平成18年4月1日
平成18年度	10,073 百万円	

(1) 金銭交付の全容

(1) 金銭交付の全容

金銭交付件数の多い相手先団体の名称と件数及び金銭交付総額（上位30団体）
 の団体の内、平成18年度の上位30団体における国家公務員再就職者の在籍数
 平成16年度

年度	番号	相手先団体の名称	件数 (件)	金銭交付総額 (百万円)	備考
16		-	-	-	法人設立が平成18年4月1日

平成17年度

年度	番号	相手先団体の名称	件数 (件)	金銭交付総額 (百万円)	備考
17		-	-	-	法人設立が平成18年4月1日

平成18年度

年度	番号	相手先団体の名称	件数 (件)	金銭交付総額 (百万円)	国家公務員再就職者の 在籍数(人)		備考
					内、常勤者数		
18	1	-	-	-	-	-	-

当該法人は、平成18年4月に(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、NEDO)より、アルコール関連業務に係るものを現物出資して設立された特殊会社であり、民間の経営手法を活用し、営利企業の行動原理に則った経営が行われることが前提となっている株式会社である。同社の完全民営化については、平成11年の閣議決定において、会社設立後2年以内に民間への株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図るとされている。そのため、平成20年3月までに、一般競争入札によりその発行済株式数の約3分の2が売却される予定であり、現在一般競争入札等の株式売却手続きが財務省において進められているところ。同社としても、株式の売却に当たり、株式売出届出目論見書を通じ、株式の売出しに関する情報開示を行っている。そのような株式売却に係る一般競争入札の手続き期間において、同社の株式売出届出目論見書で開示されている情報以上の経営情報の公表を行うことは、投資家に株式売出届出目論見書以外の情報に基づく入札行為を誘発し、一般競争入札における公平性の確保や投資家保護を困難とするおそれがあることから、本項目には回答できないことをご了承願いたい。

また、株式売却以降であっても、民営化過程にある中、当該法人は、その売上のほとんどを工業用アルコールという単一製品の製造・販売を行うことにより得ているところである。工業用アルコール市場は、当該法人の特殊会社化(平成18年4月)と同時に自由化されており、現在、酒類メーカー等との厳しい競争環境下にある。(厳しい状況を反映し、昨年度決算において損失を計上。)そのような状況の中、工業用アルコールの製造・販売という単一事業を行っている当該法人の取引先等を開示することは、競争環境下において営業秘密を開示することと同様であり、同業他社との競争上不利を生じることとなり、完全民営化過程にある当該法人の経営をより一層厳しいものとするところである。したがって、これら取引情報については、回答できないことをご了承願いたい。

(1) 金銭交付の全容

(1) 金銭交付の全容

金銭交付総額の多い相手先団体の名称と件数及び金銭交付総額(上位30団体)
 の団体の内、平成18年度の上位30団体における国家公務員再就職者の在籍数
 平成16年度

年度	番号	相手先団体の名称	件数 (件)	金銭交付総額 (百万円)	備考
16		-	-	-	法人設立が平成18年4月1日

平成17年度

年度	番号	相手先団体の名称	件数 (件)	金銭交付総額 (百万円)	備考
17		-	-	-	法人設立が平成18年4月1日

平成18年度

年度	番号	相手先団体の名称	件数 (件)	金銭交付総額 (百万円)	国家公務員再就職者の 在籍数(人)	内、常勤者数	備考
18	1	-	-	-	-	-	-

当該法人は、平成18年4月に(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、NEDO)より、アルコール関連業務に係るものを現物出資して設立された特殊会社であり、民間の経営手法を活用し、営利企業の行動原理に則った経営が行われることが前提となっている株式会社である。同社の完全民営化については、平成11年の閣議決定において、会社設立後2年以内に民間への株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図るとされている。そのため、平成20年3月までに、一般競争入札によりその発行済株式数の約3分の2が売却される予定であり、現在一般競争入札等の株式売却手続きが財務省において進められているところ。同社としても、株式の売却に当たり、株式売出届出目論見書を通じ、株式の売出しに関する情報開示を行っている。そのような株式売却に係る一般競争入札の手続き期間において、同社の株式売出届出目論見書で開示されている情報以上の経営情報の公表を行うことは、投資家に株式売出届出目論見書以外の情報に基づく入札行為を誘発し、一般競争入札における公平性の確保や投資家保護を困難とするおそれがあることから、本項目には回答できないことをご了承願いたい。

また、株式売却以降であっても、民営化過程にある中、当該法人は、その売上のほとんどを工業用アルコールという単一製品の製造・販売を行うことにより得ているところである。工業用アルコール市場は、当該法人の特殊会社化(平成18年4月)と同時に自由化されており、現在、酒類メーカー等との厳しい競争環境下にある。(厳しい状況を反映し、昨年度決算において損失を計上。)そのような状況の中、工業用アルコールの製造・販売という単一事業を行っている当該法人の取引先等を開示することは、競争環境下において営業秘密を開示することと同様であり、同業他社との競争上不利を生じることとなり、完全民営化過程にある当該法人の経営をより一層厳しいものとするところである。したがって、これら取引情報については、回答できないことをご了承願いたい。